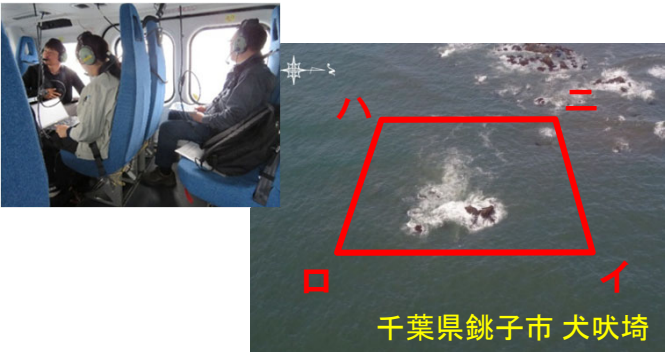


低潮線保全基本計画に基づき令和7年度に実施した主な取組について

- 排他的経済水域と大陸棚の保全と利用の促進を行うため、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)」が平成22年6月に制定された。本法では、「低潮線保全区域の設定と行為規制」と「特定離島の指定と特定離島港湾施設の整備等」に関する措置を講ずることとしている。
- また、上記の措置に関して総合的かつ計画的な推進を図るため、低潮線保全区域の状況調査、特定離島を拠点とする活動及び特定離島における拠点施設整備に関する事項等に関して、基本計画を策定し、推進しているところ。
- 毎年度の取組の進捗状況については、翌年度の総合海洋政策本部に報告し、計画の着実な実施を図ることとしていることから、今般、以下のとおり報告する。

○低潮線保全区域の状況調査等

- ・低潮線保全区域(全国で185区域)の巡視等を実施。自然侵食による顕著な形状変化や人為的な損壊行為がないことを確認



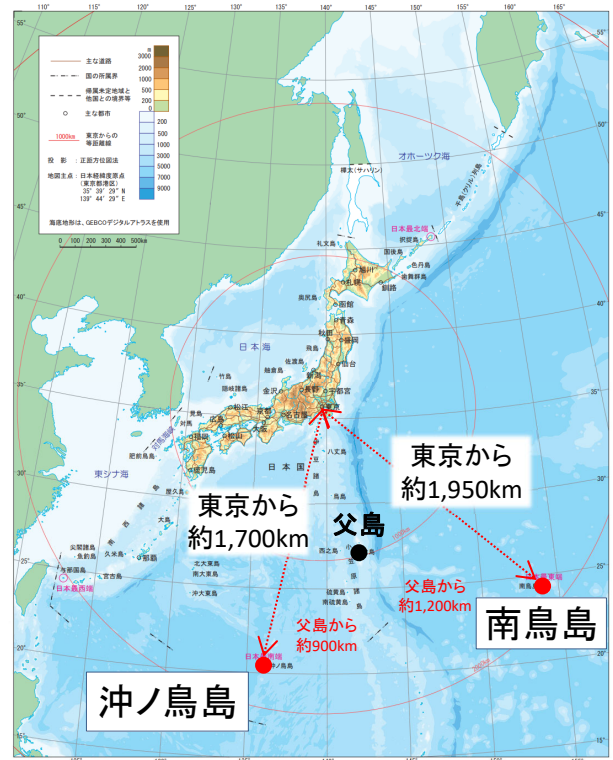
飛行機からの低潮線保全区域の状況確認



船上からの低潮線保全区域の状況確認

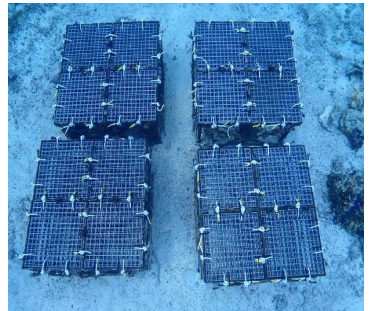
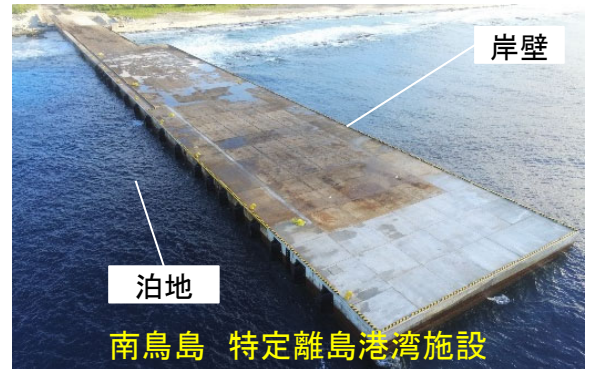
○特定離島を拠点とした活動

- ・南鳥島周辺海域での海洋鉱物資源量調査等の実施 等
- ・沖ノ鳥島における、サンゴ増殖技術の開発 等



○特定離島港湾施設の整備等

- ・南鳥島における、岸壁及び施設の管理、港湾の水域管理を実施
- ・沖ノ鳥島における、棧橋及び臨港道路の整備、港湾の水域管理を実施



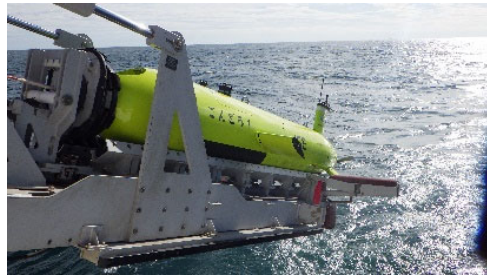
サンゴ育成基盤の開発

令和7年度に実施した低潮線保全区域の状況調査・行為規制等について

- 低潮線保全法に基づき、排他的経済区域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要のあるものについて、低潮線保全区域として指定している(政令により、185区域を指定)。
- 同法に基づき、低潮線保全区域においては、低潮線を後退させるような海底の掘削、土砂採取等の行為を規制している。
- また、人為的な損壊行為が行われていないか監視・巡視するとともに、自然侵食による形状の変化がないか調査を実施することが必要であるところ、基本計画に基づき、以下の取組を実施。

○AUV等の導入

- ・海上保安庁において、最新のAUVの更新に必要な予算を令和7年度補正予算に計上し、詳細な海底地形等を調査することが可能なAUVの導入及び測量船の整備を推進。



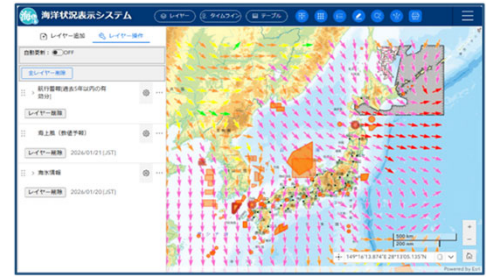
AUVの導入



測量船の整備推進

○海洋情報をビジュアル化した電子基本情報図等の整備推進

- ・海上保安庁において、平成31年度に運用開始した「海しる」への海洋情報の集約及び機能強化を実施。
- ・関係行政機関が収集した航空写真等の低潮線情報について、低潮線データベースに随時反映。



海洋状況表示システム(海しる)



低潮線データベース

○低潮線保全区域の巡視体制の整備及び巡視体制の強化

- ・国土交通省地方整備局において、低潮線保全区域及び周辺の地形情報等について、目視巡視等を実施。なお、低潮線の後退が認められるような箇所は確認されなかった。
- ・海上保安庁において、低潮線保全区域及び周辺海域の監視・警戒を実施。なお、低潮線保全区域周辺で、特段の事案は発生していない。



国土交通省による目視巡視の実施状況



海上保安庁による低潮線保全区域等の監視・警戒

○低潮線の保全に資するその他の措置

- ・沖ノ鳥島において、海岸法に基づき人為的な損壊等を防止するための行為規制を実施するとともに、護岸等の施設の維持管理を推進し、侵食防止の措置等を実施。

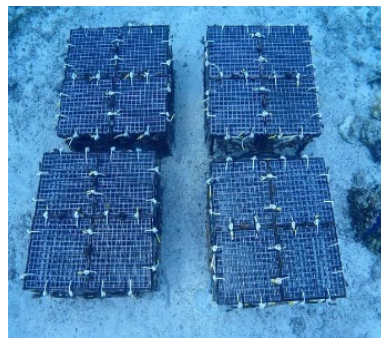
令和7年度に実施した特定離島における港湾施設整備・活動について

- 低潮線保全法に基づき、周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島として、沖ノ鳥島及び南鳥島を「特定離島」として指定。
- 基本計画に基づき、本土から遠く離れた特定離島周辺の海域における海洋資源の開発・利用、海洋調査等に関する活動を推進するとともに、それらの活動を安全かつ安定的に行えるよう、輸送や補給、荒天時の船舶の係留や停泊、退避が可能となる活動拠点として、特定離島港湾施設を整備することとしており、具体的には以下の取組を実施。

○特定離島を拠点とした活動

【サンゴ増殖技術の開発・確立】

- ・水産庁において、沖ノ鳥島など厳しい条件下でのサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、サンゴの有性生殖による種苗生産技術、サンゴを着生させるための基盤の開発を実施中。



サンゴ育成基盤の開発



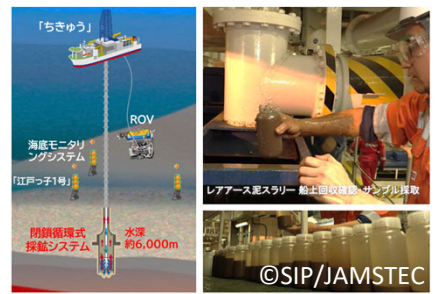
基盤に着生したサンゴ

【海洋鉱物資源開発の推進】

- ・経済産業省において、南鳥島周辺海域における資源量調査、コバルトリッチクラスト専用採鉱試験機の製作、選鉱・製錬技術に関する検討、環境調査等を実施。
- ・内閣府戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)により、南鳥島の排他的経済水域におけるレアアース泥の採掘技術の開発を実施し、令和8年2月には水深約6,000mの海底からのレアアース泥の採取に成功。



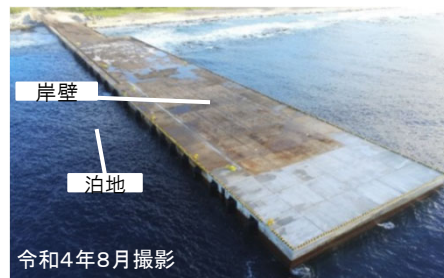
資源量調査の実施



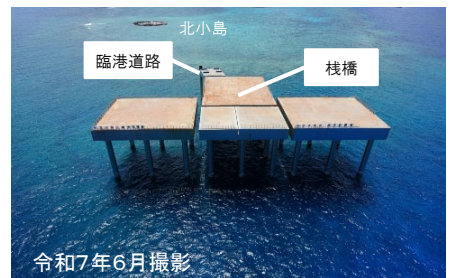
レアアース泥採取の様子

○特定離島港湾施設の整備等

- ・南鳥島に整備した特定離島港湾施設の管理及び研究利用の支援等を推進(岸壁及び施設の管理、港湾の水域管理、衛星画像を活用したモニタリング)。
- ・沖ノ鳥島の特定離島港湾施設の整備等を推進(岸壁及び臨港道路の整備、港湾の水域管理)。



南鳥島 特定離島港湾施設



沖ノ鳥島 特定離島港湾施設